

「コース再開に向けた長野県版ガイドライン」

本ガイドラインは2020年7月9日に2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る救急・災害医療体制を検討する学術連合体が発行した「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う救急・災害医療に関わる研修の開催指針（ガイドライン）【暫定版】」と2020年7月12日にJPTEC愛知が公表した「JPTEC愛知のコースに関する新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのポリシー」を参考に、さらに新型コロナウイルス感染症拡大防止のための最新の知見を盛り込んだ内容とした。

1. コース開催における基本理念

救急・災害医療に関わる種々の研修は、救急・災害医療の担い手の育成のために必要不可欠なものである。一方で、救急・災害医療に関わる種々の研修の参加者には消防・医療関係者が含まれている。教育・研修コースを通じて感染症が拡大すれば、大都市と異なり医師や医療供給体制不足を抱える当県の性質上、極めて甚大な影響を与える。すなわち、消防機関、複数の医療機関、ひいては地域の医療提供体制に大きな負の影響を与える可能性がある事を銘記すべきである。したがって、確実かつ厳格な感染防止策を徹底した上で研修コースを開催することが強く求められる。

2. 開催可否の前提条件

長野県ホームページに掲載されている「長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル（資料1、2）」に応じて以下の様に開催可否を判断する。また、イベント開催の方針（資料3）などの行政の方針を十分に考慮し、長野県がイベント開催の規制を発した場合は、コースを中止又は縮小する。

- ①Level 1・2においては、後述するような対策を十分に講じた上で開催する事が出来る。
- ②Level 3・4においては、原則として開催場所の当該医療圏にクラスターが発生していない事を開催の条件とする。またクラスターが発生している医療圏からのインストラクターや受講生の参加は認めない。
- ③Level 5・6においては、基本的に開催を中止する。ただし、単一の医療機関の職員や単一の消防組織の職員内の少数のクローズドコースに限っては当該開催機関において陽性患者が発生していなければ開催出来る事とする。この場合には基本的に医師は最小限必要な人員として、可能な限り当該医療圏内に勤務する者を配置する。

●資料 1 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona.html>

(長野県 HP 新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト)

◀ 感染警戒レベル ▶

直近 1 週間 10 万人当たりの新規感染者数【人口 10 万人以下の圏域における新規感染者数】

レベル	広域圏	全 県	アラート (警戒情報)	状 態
1			平常時	感染者の発生が落ち着いている状態
2	2.0 人以上 【 4 人以上 】	1.0 人以上	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態
3	5.0 人以上 【 8 人以上 】	2.5 人以上	警 報	感染拡大に警戒が必要な状態
4	10.0 人以上 【 16 人以上 】	5.0 人以上	特別警報	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態
5	20.0 人以上 【 31 人以上 】	10.0 人以上	非常事態宣言 (県独自)	感染が顕著に拡大している状態 (ステージⅢ相当)
6			緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態 (ステージⅣ相当)

(令和 2 年 11 月 12 日現在)

●資料2 長野県内の感染警戒レベルに応じた対応策

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona.html>

(長野県 HP 新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト)

【Level 1における対応】:「新しい生活様式」の定着の促進等

【Level 2における対応】:市町村と連携して「注意報」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請

【Level 3における対応】:市町村と連携して「警報」を発令し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進

【Level 4における対応】:ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討、全病床と宿泊施設の一部を確保

【Level 5における対応】:外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討、全病床・全宿泊施設を確保

【Level 6における対応】:緊急事態措置の実施を検討

●資料3 長野県新型コロナウイルス感染症対応方針(10月1日以降)～感染再拡大の供えと社会経済活動の活性化～令和2年9月28日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona.html>

(長野県 HP 新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト)

※定期的に改訂されているので常に最新版を参照の事。

3. コース再開にあたり順守すべき事項

(1) 感染管理責任者・副責任者の配置

コースには感染管理責任者・副責任者各1名ずつを配置する。コース世話人の内1名は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の責任者とし、コース開催の前後、コース開催中において、本ガイドラインが遵守されているかを監理する。感染管理責任者は医師または看護師とし、当感染症に対して十分な知識を持ち、所属する医療機関内においても何らかの形で当感染症業務に関わっている事が望ましい。また、感染管理副責任者は消防機関所属のコースを管理する救命士世話人1名が兼務する事とし、感染管理責任者と協力して対応にあたる。

(詳細は5. コース内での感染対策の(1)①感染管理責任者・感染管理副責任者の配置を参照の事)

(2) 開催方法・開催内容の修正・工夫

従来のコース形式そのままを継続するのではなく、オンラインでの研修に切り替える事が可能な内容を世話人会で議論する必要がある。また、傷病者役を可能な限り蘇生人形(保障の問題や数の確保などで課題はあるので、高度シミュレーターではなくとも多少の破損のあるものでも容認する)などを用いるようにするなど人と人が接触しない、密にならない様に工夫すべきである。さらに講義など集合研修で実施しなければならない内容では参加者同

士の距離を1～2m離すなど会場設定を工夫する。

(3) 参加者について

①指導者・受講者は、長野県の勤務者又は居住者に限定する。県外からの参加者については会長と幹事全員から事前に承認(※)を受けた場合に限って参加を認める。(※承認の目安は長野県の往來対応「直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数2.5人」未満の自治体とする。)

②コース開催日の14日前以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある場合はコースに参加できない。

※濃厚接触者の定義：国立感染症研究所感染症疫学センター(2020年4月27日)

患者(確定例)の感染可能期間(症状を呈した2日前から隔離開始までの期間)に接触した者で次の範囲に該当する者

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護した者
- ・患者(確定例)の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることができる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防無しで、患者(確定例)と15分以上の接触があった者

③コース開催日に以下症状がある場合、感染防止対策を行わずして陽性者又は感染が疑われる人との接触がある場合はコースに参加できない。

発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.0℃以上を目安)、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、息苦しさ、味覚・嗅覚の異常、消化器症状、その他体調不良等

(4) 開催会場の使用許可申請について

新型コロナウイルス感染症が収束するまでは所属機関の異なる者を入館させるには会場の施設長から許可を得るのが難しい可能性がある。必要な場合には会場借用願いを長野県JPTEC協議会の会長名で依頼する事も考慮するが、基本的には他施設の利用を検討する。

(5) コース世話人またはコースコーディネーターが事前に行う業務

コースに参加する指導者・受講者に感染防止のために参加を断る基準、コース開催中に参加者に求められる感染対策をコース開催の少なくとも14日前までに別添1により周知し、合わせて別添2も配布しておく。

4. 感染対策のための注意事項

(1) コース内でクラスターを発生させない決意

新型コロナウイルス感染症は、発症の数日前から他者への感染力があるため、発熱などの有症状者の管理のみでは不十分である。コースに関わる全ての関係者らがコースを通じて新型コロナウイルス感染症のクラスターになる事だけは何としてでも避けなければならない、感染対策の実践には厳格さが求められる。

一方で、無症状陽性者を考慮すると、コースがクラスターになるリスクを完全に排除する事が難しいという限界を銘記すべきであり、今後爆発的な流行期に入った場合には原則的にはコースの開催を断念すべきではあるが、今後の動向によってはPCRなどの検査を行い陰性が確認された者のみでコースを開催する事も選択肢となりうるかも知れない。

(2) 参加者が事前に注意しなければならない事

コース開催日の14日前からは、指導者、受講者ともに原則として流行地域への移動を避ける事。また、3密（密集、密接、密閉）となる会合、会食などへの参加も自粛し、平時以上に健康状態には留意する事。

※流行地域の定義：直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数2.5人以上の都道府県とする。（往来について慎重な行動を求めている都道府県）

5. コース内での感染対策

(1) コース開催の準備

①感染管理責任者・感染管理副責任者の配置

感染管理責任者は医師または看護師のうち最低1名を原則として専従として配置し、コース内の他の業務との兼務は行ってはならない。ただし、医師、看護師の確保がどうしても困難な場合にはコース世話人医師、CMD、コース世話人看護師が兼務出来る事とするが、他の業務中は必ず代役者が後述する業務を行う事。

また、感染管理副責任者は、消防機関所属のコースを管理する救命士世話人（兼務可）1名を配置し、感染管理責任者とともに業務にあたる。

②感染管理責任者・副責任者は以下の業務を担う事とする。

ア：コース参加者全員の健康管理（検温、健康チェックなど）

イ：感染対策の指導

マスクとゴーグルもしくはフェイスシールドの持参と着用（別添3）、手指衛生の実施、飲食時の注意点など

ウ：感染対策に必要な物品管理

エ：新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための参加者（受講者、指導者）へのお願い（別添1）を事前に配布し周知する。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための健康チェック（別添2）もコース開催の14日前までには配布して発熱以外の

項目について事前に記入しておくよう依頼する。

オ：参加者全員の名簿作成

氏名、所属機関、携帯番号、メールアドレスなどを管理する。

(万一コース参加者内で陽性者が発生した場合の追跡調査のため)

カ：健康チェック表は、万一感染者が発生した場合の疫学調査のため、
コース終了後1ヶ月間保管する。

③ 開催会場の選定

窓の開放や換気システムなど換気が行いやすく、また、研修室の座席の間隔（1m以上）や実技研修の際の人と人の距離が確保できる会場を選定する。目安として収容定員の半分程度以内とする。

研修中に食事の時間を設ける場合には、人との間隔をあけて食事が可能な場所を確保し、密にならない工夫を行う。

特に入退場時に密にならないように動線や受付などの設営、運営を工夫する。

④ 感染防止用資器材

個人用のマスクはインストラクター、受講生を問わず参加全員が各自で用意する事。またゴーグル（フェイスシールドなどでも可）も持参出来る参加者は各自で用意する。

これらとは別にマスクや手指消毒薬（アルコール＝エタノール濃度 60～90%、イソプロパノール 70%を推奨※）は、一定量を会場及び小ブース毎に用意しておく。アルコールアレルギーの参加者のため使い捨て手袋も適量用意しておく。

また、研修用器具の消毒のために、消毒液（アルコール（濃度 60%以上）や次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度 0.1%～0.5%。厚労省のHPでは、環境消毒の次亜塩素酸ナトリウムの濃度は0.05%との記載あり）を用意する。消毒薬は開封後の期限に注意する。

※開催時における必要な感染防止用資器材は、各コース（開催地）において準備する。

※一般社団法人日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」（第3版）（2020年5月7日）http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide3.pdf

※ マスクにあっては、可能であればサージカルマスク（不織布マスク）が望ましい

⑤ コースの人員配置

1グループは、受講者と指導者の合計で6名を上限とし、グループの指導者と受講者はコース終了まで固定とする。

⑥ 休憩時間に各グループ同士が密にならないよう、休憩場所を工夫する。

⑦ その他

大きな声を出すのを避けるため、マイク、拡声器などの音響機器等を確保する。ただし、

それらを共有する場合には消毒などの対応が必要となる。

トイレは比較的感染リスクが高い場所であり、多くの施設においてハンドドライヤーは既に使用不可となっているが、仮に使用できる状況下でも使用しない。使い捨て紙タオルか個人でハンカチやタオルなどを持参する。

(2) 当日のコース開始前

①参加者は、事前に配布された別添2に発熱以外の問診事項を事前に記入しておく。

②入場時に密にならないよう到来場者に注意を促す。

③研修会場の受付では参加者全員の非接触型体温計等による体温測定と健康チェックリスト（別添2）の内容を確認する。前項の4. 感染対策のための注意事項の（2）参加者が事前に注意しなければならない事が順守出来ていない場合や感染管理責任者が、新型コロナウイルス感染の可能性があると判断した場合などには研修コースへの参加は認めない

また、コース参加者は、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を自身のスマートフォンにインストールし、研修当日まで14日間継続して使用する事を推奨する。

④会場入場時には、マスクの着用を必須とし、手指衛生（石鹸と流水を用いた30秒以上の手洗い、もしくはアルコールを用いた手指消毒）を行わせる。

⑤研修開始に当たり、コース内での感染対策について十分に説明する。会場に感染防止に関するポスター（例：手洗いの方法、咳エチケット）などを掲示するのもよい。

(3) コースの開催中

コース開催中は、マスク、ゴーグルの着用、手指衛生、使用物品の消毒、換気の確保などについて担当者を決め、適宜、参加者に一斉に呼び掛けて確実な実践を促す。担当者は、参加者の感染対策の実践について気が付いたことがあれば積極的に指導する。指導しやすい雰囲気づくりも大切である。参加者からの感染対策に関する質問に積極的に回答することで、参加者全員の感染対策への意識の高まりが期待できる。なお、3密を作らないよう徹底する。

① 身体距離の確保

実技研修も含め、人と人との間隔を2m以上、少なくとも1m空けるのが望ましい。人同士が接触すること避け、状況に応じ蘇生人形などを積極的に活用する。

②マスクとゴーグルもしくはフェイスシールドの着用

会場内ではマスクの着用を必須とする。マスクは基本的に飲食時以外、はずさない。

傷病者役を実施するスタッフは、ゴーグルまたはフェイスシールドを着用する。

実技実施中はゴーグルまたはフェイスシールドの表面を触らないよう注意する。

ゴーグルまたはフェイスシールドはコース中使い回さず、実技終了後その都度表面を流水

による洗浄または消毒薬による清拭を行う。

なお、講義中や移動時等（実技実施中以外）におけるゴーグルまたはフェイスシールド着用のあり方については、開催会場となる施設の基準等に準ずる。

会場内ではマスク着用を基本とする。マスクを外す場合はその時間を最小限にとどめ、その間は発声をなるべく控える。マスクの有無にかかわらず大声を出すことを控えるように促す。

③手指衛生と手袋の着用

入退出時、実技研修の区切りごと、食事の前後、人と直接接触する場合の前後などでは手洗いや手指消毒を行う。

実技研修を行う時には必要に応じて使い捨て手袋を着用することも考慮する。例えば、バック・バルブ・マスクなどの器具を複数人で使い回す場合などである。

手袋を使用し外した後は、必ず手指消毒を実施する。

④使用物品等の消毒

複数人で使用する物は使用者が交代する毎に消毒液を用いて清拭消毒する。特に、タブレット、マネキン、その他の高頻度に使用する研修用資器材などは注意する。テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、マイクなどの高頻度接触部位についても同様である。

また、始業前、午前終了後、午後終了後などにはマネキンや机・椅子等をアルコール等で清拭する。

⑤換気の確保

会場の出入り口のドアはできるだけ開放しておく。閉鎖せざるを得ない場合でも最低 30 分ごとに換気を行う。冷暖房が作動していても換気は必要である。

⑥飲食時の注意

ビュッフェ形式は避け、食事中は他者との対面を避け、できるだけ会話を控える。原則として従来用意していたような飲料、菓子類などは配置せず、個人ごとに準備してもらう。

⑦傷病者の観察

上記のような感染防止に配慮したうえで、聴診打診なども含めて外傷観察の基本手技を可能な限り行う。「やったことにしましょう」は推奨出来ない。傷病者役は可能な限り蘇生人形などを用いるようにする。

模擬傷病者で観察を行う場合には、模擬傷病者役にはフェイスシールドを着用させる。

隊長役・頭部保持者はフェイスシールドを着用する。

また、隊長役以外による継続した頭部保持やログロールやボード固定など受講者相互間の距離が1m未満となる時間をできる限り少なくする。

⑧車外救出・ヘルメット離脱

車外救出での模擬傷病者は生体を用いてデモンストレーション、トレーニングを行わない。車外活動（危険排除等）は身体的な接触が少ないため実施可能であるが、救出活動については過去に伊那で作成されたDVD映像を視聴する事で代用する。

また、ヘルメット離脱においても e-learning で代替することが望ましい。

（４）研修終了後

①連絡体制の確保

コース終了後も、参加者が新型コロナウイルスに感染した場合に、その情報を受ける窓口を14日間は確保する。担当者は原則として感染管理責任者とする。参加者が新型コロナウイルス感染症と診断されて、コース終了後48時間以内に発症していた場合には、コース参加者に濃厚接触者が生じる可能性があり、それらが明らかになるには一定の期間を要する。

②コース参加者で新型コロナウイルス感染者が発生した場合

感染したことが判明した場合には、コースに参加した旨を保健所、感染管理責任者に確実に伝えるように参加者に周知する。感染管理責任者及び副責任者は、参加者から感染したとの連絡を受けた場合には、速やかに管轄保健所に必要な対応について相談する。保健所からの指示を得つつ、保健所による濃厚接触者リスト作成に協力する。参加者全員に、参加者の中から新型コロナウイルスの感染が生じたことを伝える。

保健所による積極的疫学調査が実施される場合の保健所との窓口担当者は感染対策責任者とする。

③コース主催の懇親会は実施しない。受講者・指導者が個人的に飲食に行く場合にも、本ガイドラインのコース開催における基本理念を念頭に多人数での会食は避ける事。

④健康チェックなどで研修に参加できなくなった場合の参加費は、振り込み手数料や諸経費などを差し引いて返還するものとする。

6. 長野県におけるコースの開催のロードマップ

長野県におけるコースの開催のロードマップは以下のとおりとし、Stepの前進・後退は長野県世話人会長が決定する。

Step1；医療従事者のみの小規模コース

目的；感染防止ポリシーの確認、改定

参加制限；指導者・受講者とも医療従事者（救急隊員有資格者を含む）

例）ミニコース、更新コース

Step2；参加者が医療従事者のみの中規模コース

目的；指導者の医療従事者に対する感染防止ポリシーの習熟

参加制限；指導者・受講者とも医療従事者（救急隊員有資格者を含む）
インストラクターコース受講のためのプロバイダーのコース参加および
確認試験は行わない。

例）プロバイダーコース、インストラクターコース

Step3；参加者を制限しない小規模コース

目的；指導者の市民に対する感染防止ポリシーの習熟

参加制限；なし

例）ファーストレスポnderコース

Step4；制限なしのコース（ゴール）

7. 本ポリシーの改正

JPTEC 中部長野県世話人会の2/3以上の議決を必要とする。

参考

- ① 令和2年7月9日 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う救急・災害医療に関わる研修の開催指針（ガイドライン）【暫定版】2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る救急・災害医療体制を検討する学術連合体
- ② JPTEC 愛知のコースに関する新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのポリシー 2020年7月12日版
- ③ Lancet誌オンライン版2020年6月1日号

以上、2020年11月30日 長野県世話人会作成